解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月十三日

新潟県妙高市上中二〇五番地一

財団法人盛田スポーツ振興財団

代表清算人　小島　弘

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年八月二日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月十三日

福井県今立郡池田町大本第五四号二番地の一

部子川漁業生産組合

清算人　中村　勝志

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年九月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月十三日

東京都千代田区岩本町二丁目六番三号

全国宅地建物取引業厚生年金基金

代表清算人　松尾　宣文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年七月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月十三日

栃木県宇都宮市石井町一二八番地一

医療法人幸緑会

清算人　新井　伊織

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年七月十六日開催の臨時総会の決議により、平成二十九年五月三十日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月十三日

千葉県成田市所一〇〇二番地

成田市所土地改良区

代表清算人　下田　吉郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年十一月二十四日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（二十九年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月十三日

岐阜県恵那市笠置町毛呂窪一六六五番地一

毛呂窪生産森林組合

代表清算人　小川　智明

配当公告

大分県大分市碩田町三丁目一番三五号、商業登記簿上の本店所在地大分県大分市中島中央三丁目四番一八号　破産者　ヤマキ株式会社

右の者に対する大分地方裁判所平成二十七年（フ）第一一七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九〇七、五〇一、二七九円

一、配当することのできる金額

金六〇、七八〇、九〇五円

平成二十九年九月十三日

大分市中島西三丁目二番二六号大分弁護士ビル二階

破産管財人　弁護士　渡辺　耕太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市湯浜町八九番地七、最後の住所北海道函館市湯浜町四番二五号

被相続人　亡　菅原　日男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十三日

事務所北海道函館市新川町二一番一三号

相続財産管理人　弁護士　前原　浩明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市石鳥谷町大興寺第一二地割一七八番地、最後の住所岩手県盛岡市手代森一二地割五番地一　吉田方

被相続人　亡　桐田　庄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十三日

岩手県盛岡市菜園一丁目三番六号農林会館六階

相続財産管理人　弁護士　東海林利哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市保戸野原の町一〇八番地、最後の住所秋田県秋田市保戸野原の町二番一八号

被相続人　亡　成田　佳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十三日

秋田県秋田市川尻みよし町一番四九号

相続財産管理人　弁護士　山内　満

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南相馬市原町区南町三丁目九〇番地、最後の住所福島県南相馬市原町区南町三丁目一二九番地

被相続人　亡　武田サキ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十三日

福島県南相馬市原町区大町一丁目二五番地

弁護士法人新開法律事務所南相馬事務所

相続財産管理人　弁護士　白鳥　剛臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区橋場一丁目五番地六、最後の住所茨城県行方市沖洲一三七八番地一三

被相続人　亡　竹馬　達登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十三日

茨城県鹿嶋市宮下四丁目四番地五

相続財産管理人　大曽根佑一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市緑区大字大間木一五四五番地、最後の住所埼玉県蕨市中央一丁目七番一号　シティタワー蕨七〇九号

被相続人　亡　牛尾　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―一六

浦和大熊ビル六階　田島・佐世法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井合　翼

第39期決算公告

平成29年9月13日

岩手県一関市東山町松川字地蔵平150番地1

株式会社鈴清食品

貸借対照表の要旨

（平成29年5月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	538,117
	固定資産	500,389
	資産合計	1,038,506
負債及び純資産の部	流動負債	657,941
	固定負債	1,011,131
	株主資本	△630,566
	資本金	10,000
	利益剰余金	△640,566
	その他利益剰余金	△640,566
	（うち当期純損失）	（15,225）
	負債・純資産合計	1,038,506